



資源循環の促進のための再資源化事業等の 高度化に関する法律について

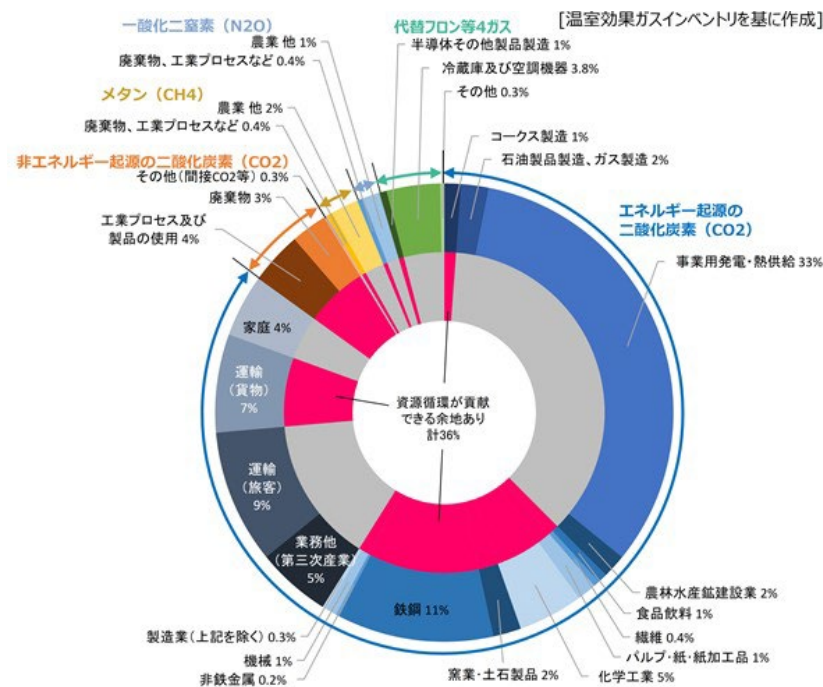
令和7年7月

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課

■ **資源循環**は、**ネットゼロ**（我が国排出量の**約36%**を占める分野の**削減に貢献可能**）のみならず、**経済安全保障**（資源の安定供給の確保）や**地方創生**など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要。

■ 欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性。我が国としても、**再生材の質と量の確保**を通じて**資源循環の産業競争力を強化**することが重要。

我が国におけるGHG排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門



出典：中央環境審議会循環型社会部会（2022）
「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び循環経済工程表 参考資料集」

このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、**製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給**されるよう、**再資源化の取組を高度化**し、**資源循環産業の発展**を目指す。

- 欧州では、様々な製品について、再生材の利用に係る定量目標等が決定される動きが存在。
- グローバルに活躍する我が国企業にとっても、良質な再生材の十分な確保が不可欠。

自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則（案）（欧州委員会）

2023年7月13日、欧州委員会は、現行のELV指令（End-of-Life Vehicle指令、廃自動車指令）等を改正し、「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」を公表した。規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれている。

【再生プラスチック最低含有率のポイント】

時期	再生プラスチック最低含有率※
施行6年後～ （欧州委員会の事前検討では2031年を想定）	・ 25%（ポストコンシューマー材） ・ 上記25%のうち25%（＝6.25%）は、当該車型のcar to carリサイクル由来

※再生プラスチック最低含有率の20%とするなどとした修正案についても議論中

包装材と包装廃棄物に関する規制案（欧州委員会）

2022年11月30日、欧州委員会は包装に関する新しいEU全体の規則を提案した。主要目標は、2040年までに加盟国当たり一人当たりの包装廃棄物を2018年と比較して15%削減することである。プラスチック製の包装材は、2030年1月以降、包装の種類に応じて10%から35%までのポストコンシューマーリサイクル材の最低使用要件を設定する。2040年以降は、さらにこの要件を強化し、50%以上の最低使用要件を設定することとされている。

包装材におけるポストコンシューマーリサイクル材の最低使用要件

	2030年以降
(a)ポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする接触に敏感な包装材	30%
(b)PET以外のプラスチック材料で作られた接触に敏感な包装材 ※シングルユースの飲料用PETボトル除く	10%
(c)シングルユースの飲料用PETボトル	30%
(d)(a)、(b)及び(c)以外の包装材	35%

法律の背景 ～Scope3への対応～

- ESG投資では、グローバル企業（大企業）は、自らの排出量（Scope1,2）だけでなく、サプライチェーン全体の排出量（Scope3）まで把握しているかを問われる。
- グローバル企業（大企業）がサプライチェーン排出量の目標を設定する際、**サプライチェーンに組み込まれている企業（廃棄に関わる廃棄物処理業者含む）**に対し、**自らの排出量の把握を求める**ケースも出てきており、今後増加することが見込まれる。
- 排出事業者が、産業廃棄物の処理を委託する場合に、**廃棄物処理業者の脱炭素や資源循環の取組を重視して業者の選定をすることも想定**される。

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

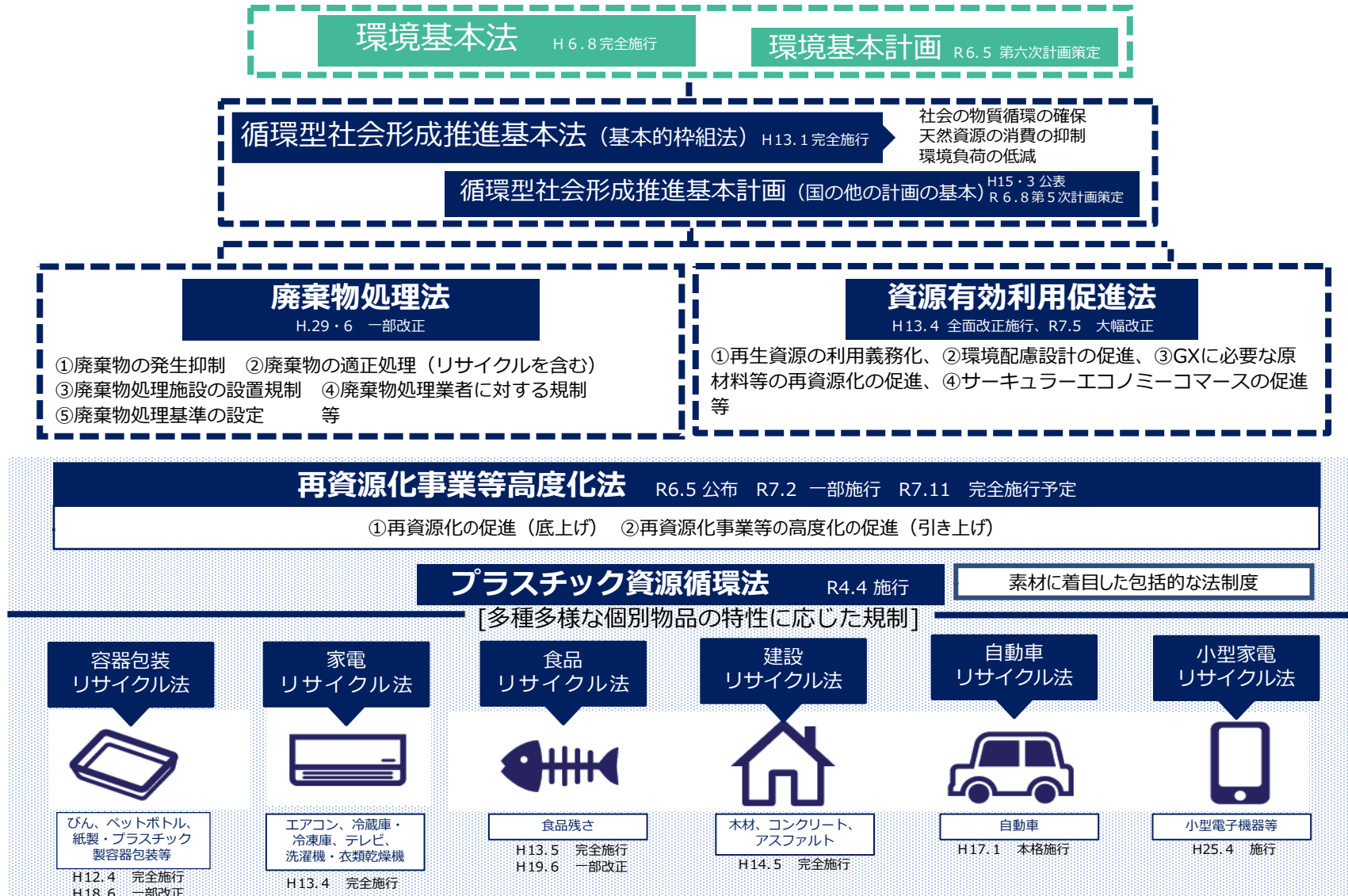
Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**



(参考) 循環型社会を形成するための法体系



グリーン購入法 (国が率先して再生品などの調達を推進) H13. 4 完全施行

※この他、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」がある。
(R7.6施行予定)

再資源化事業等高度化法に関する今後のスケジュール



2024年

5月

法律の成立、公布

2025年

2月

法の一部施行（基本方針、判断の基準）

認定制度における各論点検討の加速化

7月ごろ

政令・省令等の案の作成

秋ごろ

政令・省令等の公布

施行に向けたマニュアル・ガイドライン等の策定

11月1日（仮）法の全体施行（認定制度、公表・報告制度※など）

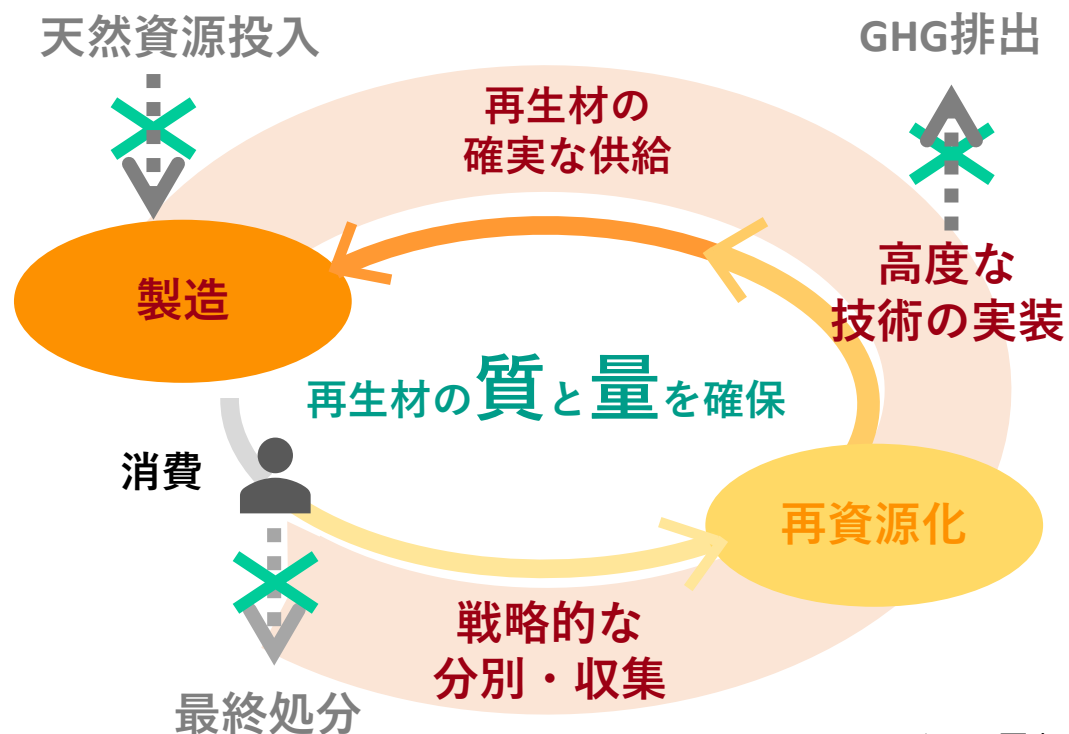
※ 一部経過措置を設けることも検討

目的

(第1条関係)

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

<高度化のイメージ>



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布
令和7年2月1日一部施行
11月1日全面施行予定



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設等**の措置を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定**し公表するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

再資源化の実施の状況の報告等

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**※は、**毎年度**、産業廃棄物の**種類及び処分の方法の区分ごと**に、その**処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量**を**環境大臣に報告**しなければならないものとする。

※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。

- ◆ 環境大臣は、報告された事項について、**公表**するものとする。

※ 特定産業廃棄物処分業者（2025年2月1日施行）

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

＜公表内容のイメージ＞

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
● ● 産業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破砕	400トン	400トン
● ● 興業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
● ● 工業	廃プラスチック	約 24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

➡ **資源循環の促進に向けた情報基盤の整備と動静脈間のマッチング機会の創出**

再資源化事業等の高度化に関する認定制度

類型① 高度再資源化事業の概要



制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集運搬又は中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスリム化（再委託に関する情報把握、収集運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

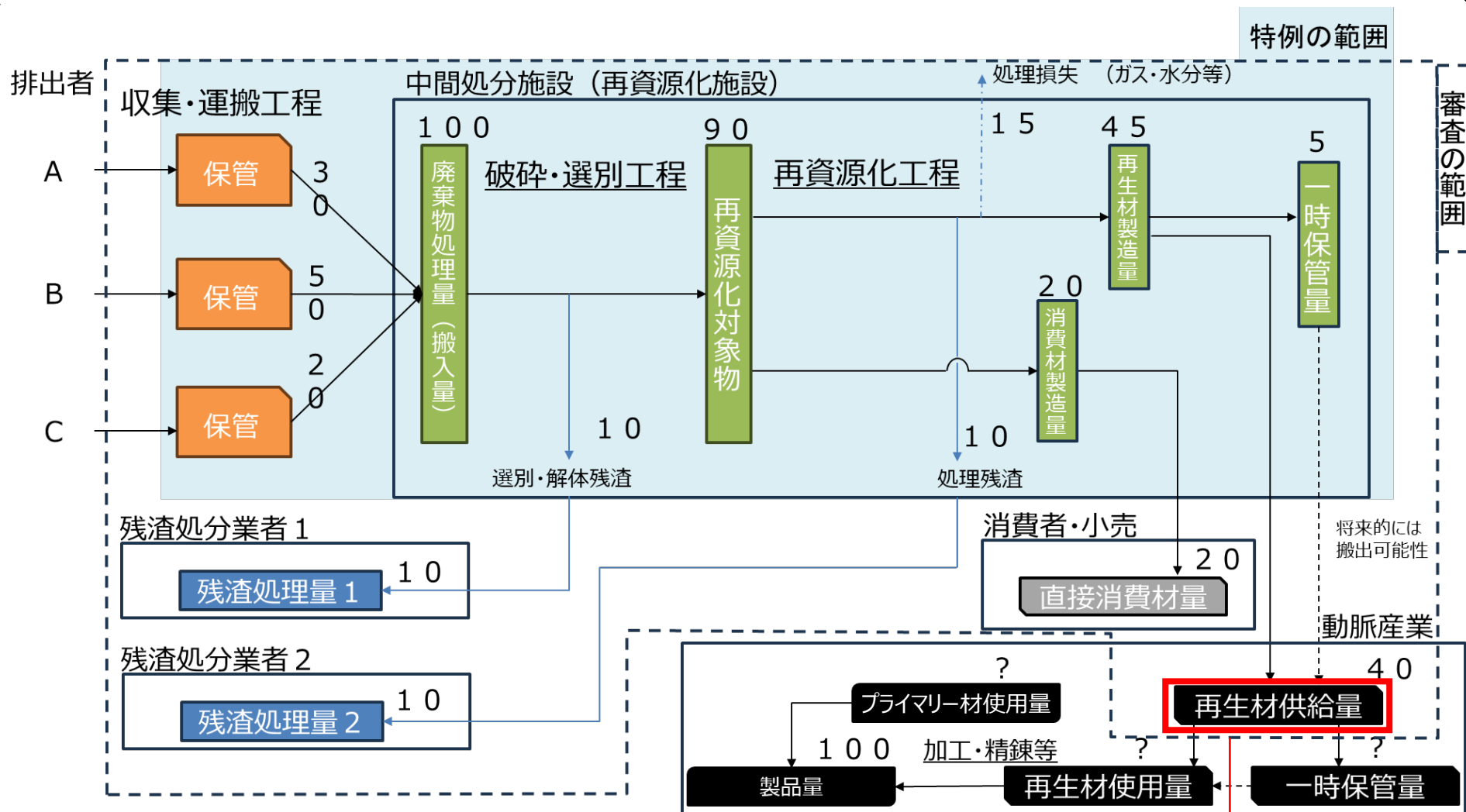
対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する再生材を安定して供給する事業
- ✓ 国民経済に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業
- ✓ 腐敗性等のある廃棄物には、生活環境に影響のない措置が講じられていること

事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 責任分界点、管理体制が明確であること

類型①の認定事業スキームのイメージ



動静脈連携の証左の一つ

類型① 高度再資源化事業における廃掃法特例について

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集運搬又は中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスリム化（再委託に関する情報把握、収集運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

廃棄物処理法の許可不要規定

- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物の**収集・運搬業、処分業**の許可の特例
- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業**廃棄物処理施設の設置**の許可の特例

再委託関係

- ✓ 認定を受けた高度再資源化事業計画に記載された、認定事業者から収集・運搬、処分の委託を受ける者についても、収集・運搬業、処分業の廃棄物処理法の特例が認められる。

⇒**廃棄物処理法では原則禁止とされる廃棄物処理の再委託が可能となる**

類型① 高度再資源化事業における手続きのスリム化

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集運搬又は中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスリム化（再委託に関する情報把握、収集運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

DXを活用した手続きのスリム化

- ✓ **再委託受託者を国が直ちに把握できる体制を整備できれば、再委託受託者の追加手続きを柔軟化**
- ✓ **常時かつ即時のトレーサビリティを確保し、かつ上記の体制を確保できれば、申請者及び再委託受託者の船舶・車両への表示義務の緩和**

類型① 高度再資源化事業の対象となる事業（抜粋）

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する再生材を安定して供給する事業
- ✓ 国民経済に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業
- ✓ 腐敗性等のある廃棄物には、生活環境に影響のない措置が講じられていること

類型①の対象となる事業

- ✓ 動静脈連携を重要な視点と位置づけ、安定した再生材の供給が必要
- ✓ 経済安全保障の観点から国民経済に資する事業へ再生材を提供する必要有
- ✓ 広域的な事業が想定されることから、腐敗性等のある廃棄物には、一定の措置が必要
- ✓ 地方創生の観点から、地域振興・地域発展に資する事業を対象とする

類型① 高度再資源化事業に求める要件例

事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 責任分界点、管理体制が明確であること

類型①に求める要件例

- ✓ 再生材の供給先の具体的設定が必要（申請の添付書類として「需要者に対して供給されると見込まれることを確認できる書面の写し」を求める予定）
- ✓ トレーサビリティ（廃棄物の収集から再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給までの行程において、当該廃棄物の種類、数量、性状及び所在を記録し、及び把握することをいう。）を確保が必要
- ✓ 温室効果ガス削減効果・資源循環効果の両方の指標設定が必要（後述）
- ✓ 再委託等の責任分界点や事業全体において一定の管理体制の確保が必要

再資源化事業等の高度化に関する認定制度

類型② 高度分離・回収事業の概要



制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、合理的な処理基準や施設基準

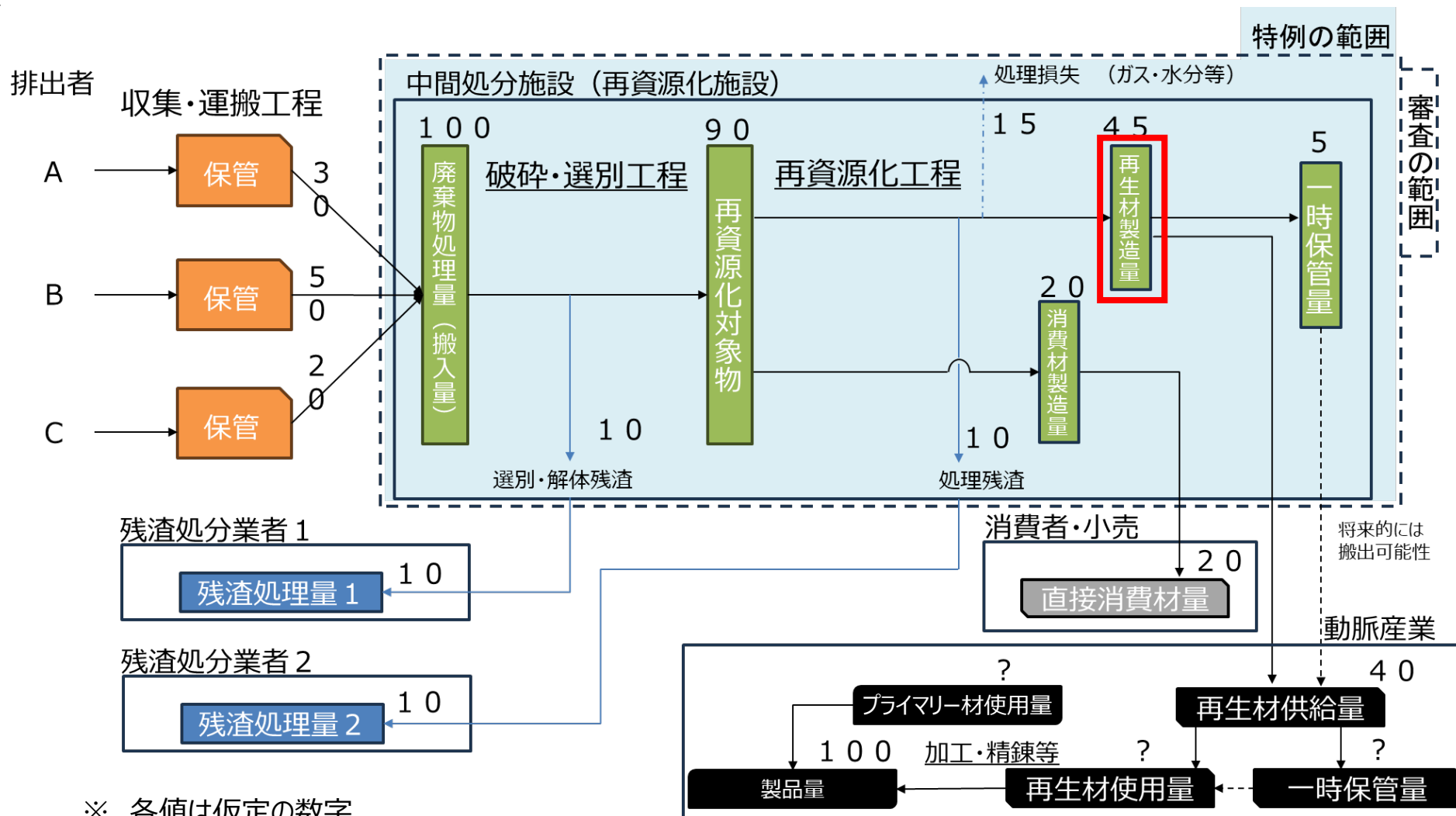
対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定）
 - ・ 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - ・ 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

事業に求める要件例

- ・ 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- ・ 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- ・ 周辺生活環境に影響がないこと
- ・ その他、廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

類型②の認定事業スキームのイメージ



類型② 高度分離・回収事業における廃掃法特例について

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、合理的な処理基準や施設基準

廃棄物処理法の許可不要規定

- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物の**処分業**の許可の特例
- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物**処理施設の設置**の許可の特例

各種基準

- ✓ 高度化法類型②については、指定した廃棄物ごとに各種基準を設定できる予定
- ✓ 廃棄物や施設の特徴を踏まえた、合理的な処理基準や技術上の基準等を設定予定

類型② 高度分離・回収事業における廃掃法特例について

対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定）
 - ・ 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - ・ 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

指定する廃棄物

- ✓ 全面施行となる本年 1 1 月のタイミングでは
 - 太陽電池**
 - リチウムイオン電池**
 - ニッケル水素電池**の三種類を指定予定

類型② 高度分離・回収事業に求める要件例

事業に求める要件例

- 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- 周辺生活環境に影響がないこと
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- その他、廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

類型②に求める要件例

- ✓ 通常の再資源化技術より、高度な技術を用いて、特定の再生材を回収できるもの（ex 太陽電池であっては、水平リサイクルが可能な品質のガラスの回収等）
- ✓ 廃棄物処理法と同等の生活環境保全上対策が必要
- ✓ 温室効果ガス削減効果・資源循環効果の両方の指標設定が必要（後述）
- ✓ 指定した廃棄物ごとに技術的な基準を満たす必要があり

類型② 高度分離・回収事業 の記載事項（法本文抜粋）

- ①申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- ③申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- ④再資源化の実施方法、再資源化の生産性の向上の程度を示す指標その他高度分離・回収事業の内容
- ⑤高度分離・回収事業を実施する区域
- ⑥廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- ⑦廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる事項
 - イ 廃棄物処理施設の設置の場所
 - ロ 廃棄物処理施設の種類
 - ハ 廃棄物処理施設の処理能力
 - ニ 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - ホ 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- ⑧その他環境省令で定める事項

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

- 以下、案のため今後修正の可能性がありますが

【指定する対象廃棄物】

対象廃棄物は、その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして、環境大臣が告示で定めるものとする。

【高度分離・回収事業計画の記載事項①】

申請する事業の内容には次を含むものとする。

- ・ 高度分離・回収事業において再資源化を実施する廃棄物の種類及び再資源化される見込みの廃棄物の種類ごとの重量
- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源の利用方法

そのほか申請する事業計画に記載を求める事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【高度分離・回収事業計画の記載事項②】

（廃棄物処理施設を設置する場合）

法で求める『廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設の位置
- ・ 廃棄物処理施設の処理方式
- ・ 廃棄物処理施設の構造及び設備
- ・ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法
- ・ 設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- ・ その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

法で求める『廃棄物処理施設の維持管理に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- ・ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- ・ その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【申請時に添付を求める書類】

- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面
- ・ 申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書
- ・ 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
- ・ 申請者が必要な能力を有することを証する書類
- ・ 再資源化の生産性の向上の程度を示す指標の算出の根拠を示す書類 定量的指標
- ・ 申請者が欠格要件のいずれにも該当しないことを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が法で定義する廃棄物処理施設であって、当該施設に係る廃棄物処理法の規定による許可を受けている場合には、当該許可を受けていることを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が技術上の基準等に適合することを証する書類
- ・ 高度分離・回収事業として廃棄物の再使用を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し
- ・ 廃棄物処理施設を新設する場合は以下の書類
 - 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図
 - 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・ その他対象廃棄物別に環境大臣が告示で定める書類

類型② 高度分離・回収事業 の認定基準（法本文抜粋）

- ①高度分離・回収事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること。
- ②高度分離・回収事業の内容が、再資源化の生産性の向上の程度を示す指標からみて当該高度分離・回収事業により処分を行う廃棄物の数量に占める当該高度分離・回収事業により回収を行う再生部品又は再生資源の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比して特に高いと認められること**その他の環境省令で定める基準**に適合するものであること。
- ③申請者の能力及び処分の用に供する施設が、高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして**環境省令で定める基準**に適合すること。
- ④廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。
 - イ 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画が**環境省令で定める技術上の基準**に適合していること。
 - ロ 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画及び廃棄物処理施設の維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び**環境省令で定める周辺の施設**について適正な配慮がなされたものであること。
 - ハ 申請者の能力が、廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画及び廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして**環境省令で定める基準**に適合するものであること。
- ⑤高度分離・回収事業の対象となる廃棄物が市町村から処分を委託された一般廃棄物である場合には、当該高度分離・回収事業計画に従って実施する当該廃棄物の処分の実施が、当該市町村の一般廃棄物処理計画に適合しているものであること。
- ⑥申請者及びその役員、政令で定める使用人が欠格要件に該当しないこと。

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【適正な配慮がなされるべき周辺の施設】

適正な配慮がなされるべき周辺の施設とは、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準】

廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行えること。

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【認定の基準（高度分離・回収事業の内容）】

高度分離・回収事業の内容として、認定に必要な基準は次のとおりとする。

- ・ 再資源化の生産性の向上の程度を示す指標が、適切に算出されたものであり、かつ、当該指標が高度な技術を用いることによってのみ達成が可能であると認められること
- ・ 高度分離・回収事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
- ・ 高度分離・回収事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。
- ・ 地域の環境の保全のための取組並びに地域の振興及び社会の健全な発展に資する措置を併せて行うものと認められること。
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【認定の基準（申請者の能力、施設の能力）】

申請者の能力に係る基準

- ・ 高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・ 高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

- ・ 再資源化その他廃棄物の処分に適する施設であること。
- ・ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- ・ 当該施設が廃棄物処理施設（この計画に基づいて新設するものは除く。）である場合にあっては、廃棄物処理法による許可を受けたものであること。
- ・ 保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【認定の基準（廃棄物処理施設の技術上の基準）】

廃棄物処理施設に求める技術上の基準は、次のとおりとする。

- ・ 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- ・ 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・ 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ・ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- ・ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- ・ 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
- ・ 高度分離・回収事業の実施に資するものであること。
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

高度分離・回収事業が中心的な処理となること

対象廃棄物・技術を踏まえた独自基準を想定

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【高度分離・回収事業計画の認定証】

環境大臣は、認定若しくは変更の認定をしたとき又は変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

- ・ 認定高度分離・回収事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設の名称及び所在地

【計画の変更の認定の申請】

変更の認定を受けようとする認定高度分離・回収事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始予定年月日

また、変更の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- ・ 当該変更が認定申請に係る書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類
- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【届出の手続き】

変更に係る届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が添付書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始年月日

【認定高度分離・回収事業の廃止の手続き】

認定高度分離・回収事業者は、認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【高度分離・回収事業の実施の状況に関する報告】

認定高度分離・回収事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物の種類及び種類ごとの重量
- ・ 当該一年間に認定高度分離・回収事業計画に係る再資源化により得られた再生部品又は再生資源の種類ごとの重量、利用者及び利用方法
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物のうち再資源化されずに処理されたものの種類ごとの重量及びその処理を行った者
- ・ 再資源化事業等高度化法に規定する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況
- ・ 当該一年間における再資源化の生産性の向上の程度を示す指標に係る実績

類型② 高度分離・回収事業（施行令や施行規則等で設定予定）

【産業廃棄物の処理基準（処分）】

産業廃棄物の処分に当たっては、次によること。

- ・ 処分は、次のように行うこと。
 - 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業の実施のために産業廃棄物の種類ごとに仕切りを設けることその他必要な措置を講ずること。
- ・ 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定めるものとする。

対象廃棄物・技術を踏まえた独自基準を想定

(参考) 類型①類型②の認定を受けた者への監督等

国

◆ 認定の基準の設定や認定の取消しを通じて、地方公共団体とも連携して監督を実施。

<認定の基準>

- ✓ 事業の内容が、資源循環の促進に資するものであること（**生活環境の保全上必要な措置**を講じていることを含む）。
- ✓ 廃棄物処理施設が周辺地域の**生活環境の保全等について適正な配慮がなされたもの**であること。等

<監督権限>

- ✓ 環境大臣は、**認定の基準を満たさなくなった場合などには、認定を取り消し、または内容の変更を命ずる**ことができる。
- ✓ 環境大臣は、認定を受けた者に対し、**必要な指導及び助言**をすることができる。

<地方公共団体との連携>

- ✓ 廃棄物処理法と同様に、環境大臣は、廃棄物処理施設の設置を含む**認定の申請があったときは、当該廃棄物処理施設の設置に関係する都道府県及び市町村の長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。**
- ✓ 環境大臣は、認定をしたときは、**事業を実施する区域を管轄する都道府県及び市町村の長にその旨を通知**しなければならない。

地方公共団体

◆ 廃棄物処理法に基づく権限によって、認定事業者を監督。

<都道府県知事>

- ✓ 不適正な産業廃棄物の処理がされた場合などには、認定事業者に対して**改善命令や措置命令**を講ずる。
- ✓ 認定の基準に該当しない廃棄物処理施設の維持管理がされた場合には、**改善命令や停止命令**を講ずる。

<市町村長>

- ✓ 不適正な一般廃棄物の処理がされた場合などには、認定事業者に対して**改善命令や措置命令**を講ずる。

再資源化事業等の高度化に関する認定制度

類型③ 再資源化工程の高度化の概要



制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

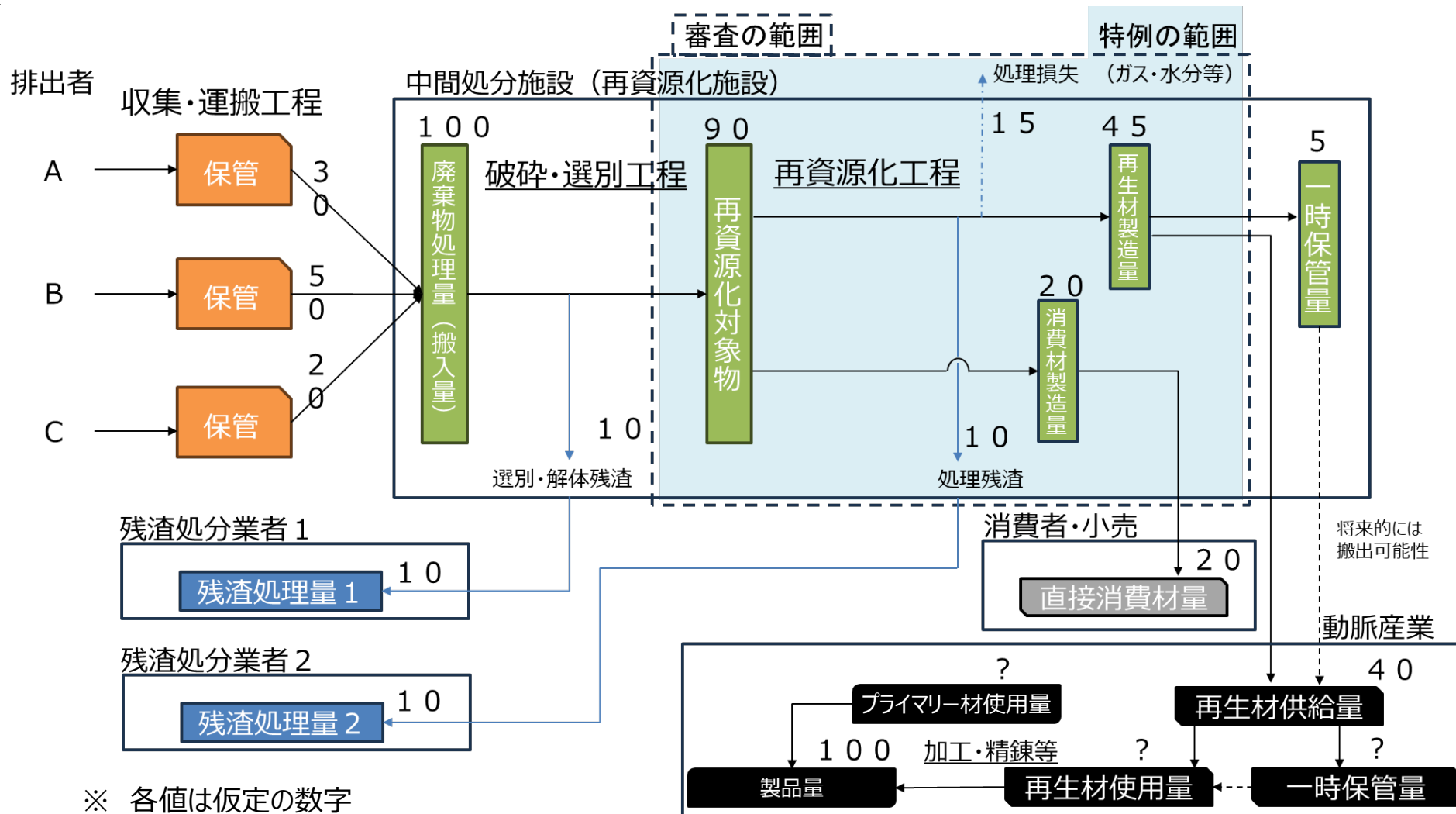
認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要

事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業処理計画）
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- 定量的指標（GHG）評価

類型③の認定事業スキームのイメージ



（参考）類型別の認定基準の一つである定量的指標（案）

		類型①	類型②	類型③
趣旨		再生材の 大部分 がその供給を受ける者（需要者）に対して供給されるもの	指定する廃棄物について、回収する再生材の量の割合が 通常 の再資源化の実施方法によるものに比べて特に高いもの	設備の変更等により特に温室効果ガス排出量が削減されるもの
指標	基準シナリオのベース	当該廃棄物に係る <u>全国平均の処理</u>	当該廃棄物に係る <u>通常</u> の再資源化技術	<u>事業実施前の設備</u> 又は <u>通常</u> の同種類の設備
	温室効果ガス削減効果の基準※	【要件】 ＜ 基準シナリオ 将来： ＜（基準シナリオ-x）	【要件】 ＜ 基準シナリオ	【要件】 ＜（基準シナリオ-a） 将来： ＜（基準シナリオ-x）
	資源循環効果	【要件】 <u>再生材供給量</u> 廃棄物の処理量（%） 暫定：案件別に慎重に評価 将来：基準値x'で定量的に評価	【要件】 <u>特定の再生材製造量</u> 指定する廃棄物の処理量（%）	【事業目標】 <u>再生材等製造量</u> 廃棄物の処理量（%）

※ 再生材の代替効果を含めた事業場における温室効果ガス削減効果

基準値a：廃棄物・再資源化の方法等を問わず、妥当な数値の設定を想定

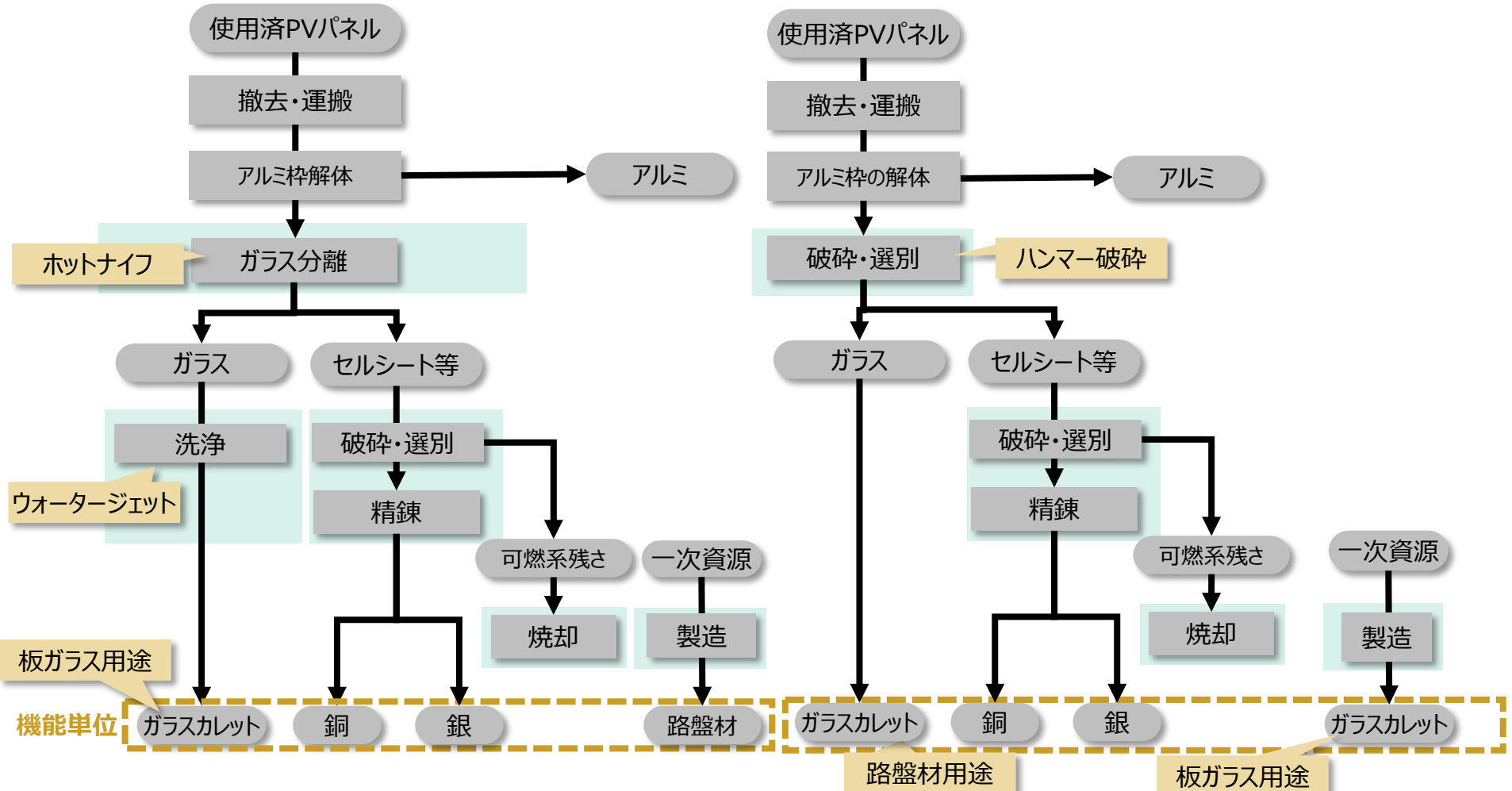
基準値x、x'：参考情報の集積を踏まえ、再生材や再資源化方法別に妥当な数値の設定を想定

(補足) 温室効果ガス削減効果の評価方法 (太陽電池リサイクルの場合)

■ 仮想事業者Yによる太陽電池のリサイクルを例に評価した。評価範囲は以下のように設定した。

事業シナリオ：太陽電池のホットナイフ・ウォータージェット（板ガラスへの水平リサイクル）

基準シナリオ：太陽電池のハンマー破碎（ガラスカレットの路盤材利用）



○関連情報専用ページ

[資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法） | 環境省](https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html)

https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html

○コールセンター

電話番号 03-6759-6027

Eメール：circular@sanpainet.or.jp

お問い合わせ可能時間：平日の午前 9 時30分から午後5時30分

ただし、12時から13時 及び 以下の日にちを除く。

令和 7 年 8 月14日（木）～15日（金）、

令和 7 年12月29日（月）～令和 8 年 1 月 2 日（金）

